

第 6 5 号議案

中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和元年 9 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

地方公務員法の改正により職員の欠格条項から成年被後見人等が除かれたことに伴い規定を整備するとともに、臨時的任用職員に係る昇給の適用除外等について規定する必要がある。

中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中野区職員の給与に関する条例（昭和26年中野区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条第1項中「関する」を「関し必要な」に、「ことを目的」を「もの」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 次に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。

(1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（中野区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに中野区立小学校及び中学校の教員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員を除く。）に限る。）

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（教育公務員特例法第2条第1項に定める教育公務員のうち、中野区立幼稚園、小学校及び中学校の講師を含む。）

第17条の4に次の1項を加える。

3 第6条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

第18条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員」に改め、同条第1項中「臨時的に任用される職員」を「育児休業法第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）」に、「予算」を「、予算」に改める。

第20条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第20条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第20条の4第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第1条の見出し及び同条第1項の改正規定並びに第18条第1項の改正規定（「予算」を「、予算」に改める部分に限る。）は公布の日から、第1条第2項の改正規定、第17条の4に1項を加える改正規定並びに第18条の見出し及び同条第1項の改正規定（「予算」を「、予算」に改める部分を除く。）は令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第20条第1項、第20条の2第2号及び第20条の4第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。